

政策広報
関東地方整備局

第239号

関東の窓

◆ 目 次 ◆

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 「関東ブロック道路啓開計画【火山災害】」について審議します
～関東ブロック道路啓開計画策定協議会の開催～
2. 道路照明施設整備等 PFI 事業の特定事業の選定の公表
3. 大雨による浸水被害に備え、排水ポンプ車操作講習会を開催します
～TEC-FORCE と都道府県の連携強化～
4. TEC-FORCE 予備隊員により被災地方公共団体への支援体制を強化
～専門的な知識を有する民間企業等の人材を募集～
5. ECI 方式による工事の発注手続き
～電線共同溝事業で全国初の技術提案・交渉方式による発注手続きを開始～
6. “令和8年度 官民連携基盤整備推進調査費 第2回案件募集”
～民間と地方公共団体が連携して取り組むインフラ整備の事業化検討を支援します～
7. 鬼怒川上流4ダムの現状について
～ダムの貯水量が減少しています。水を大切に使用しましょう。～
8. 一部完成区間を活用して洪水時の運用を開始します
～荒川第二調節池の治水効果を段階的に発現～
9. 利根川水系及び荒川水系のダム等の現状についてお知らせします
～梅雨入り後も少雨が続き、ダムの貯水量は少ない状況のままです～

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 6月1日から土砂災害防止月間が始まります！
～みんなで防ごう土砂災害～
2. 自転車活用の目指す姿を新たに示した5カ年計画を策定！
～第3次「自転車活用推進計画」を本日閣議決定～
3. 建築物等の利用に関する説明書の作成例について
～官庁施設の適正な保全を推進～
4. 効率的・効果的な地籍調査を進めるための「3ヶ年加速化施策パッケージ」を策定しました！
～十箇年計画の期末に向けて地籍調査の加速化に集中的に取り組めます～
5. 「第3次無電柱化推進計画」を決定
～5年間で1,000kmの整備完了を目指します～

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 「関東ブロック道路啓開計画【火山災害】」について審議します ～関東ブロック道路啓開計画策定協議会の開催～

国土交通省関東地方整備局
道路部

令和6年1月に発生した能登半島地震等を踏まえ、道路啓開の実効性を向上するため、令和7年に改正した道路法（昭和27年法律第180号）第22条の3に基づく「道路啓開計画」の策定に向けて、下記のとおり関東ブロック道路啓開計画策定協議会を開催します。

（※）関東ブロックとは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の1都8県の区域を対象とする。

1. 日時：令和8年5月25日（月）10時30分～
2. 場所：さいたま新都心合同庁舎2号館14階「災害対策本部室」
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
3. 開催方式：対面・WEB会議併用
4. 議題：（1）関東ブロック道路啓開計画策定協議会 規約について
（2）計画策定の経緯と令和8年度の予定について

※取材をご希望される報道機関の方は、別紙のとおり事前登録をしてください。

※議事概要等は、後日、関東地方整備局ホームページ上に掲載する予定です。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_03365.pdf

2. 道路照明施設整備等PFI事業の特定事業の選定の公表

国土交通省関東地方整備局
企画部

国土交通省関東地方整備局は、「相武国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業」における特定事業の選定について公表します。

関東地方整備局は、令和8年2月20日に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第5条第3項の規定により、「相武国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業」に関する実施方針を公表しました。

今般、PFI法第7条の規定に基づき、同事業を特定事業として選定したので、同条第11項の規定により客観的評価の結果をここに公表します。

◆特定事業の選定についての公表先

※詳細は、関東地方整備局のホームページよりご覧ください。

◆特定事業の概要

- ・事業名：相武国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業
- ・事業方式：O（Operate）+BTO（Build-Transfer-Operate）方式
- ・事業内容：相武国道事務所管内における道路照明の設備更新及び既設照明を含む設備維持

・事業概要：別添資料のとおり

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_03378.pdf

3. 大雨による浸水被害に備え、排水ポンプ車操作講習会を開催します ～TEC-FORCEと都道府県の連携強化～

国土交通省関東地方整備局
統括防災グループ
千葉県

今年の大雨による浸水被害に備え、関東地方整備局が保有する排水ポンプ車を使用して、TEC-FORCE と現地の行政関係者・建設業協会等が迅速に排水作業を行えるよう、昨年度に引き続き関東地方整備局と千葉県が連携し、千葉県職員および千葉県建設業協会会員を対象とした排水ポンプ車の操作講習会を合同で開催します。

日時：令和8年6月3日（水）

第1回 10:00～12:00、第2回 13:15～15:15（操作講習会）

※予備日 6月4日（木）上記同時刻

場所：国土交通省 関東地方整備局 関東技術事務所 船橋防災センター
（千葉県船橋市東船橋 5-2-1）

操作講習会対象者：千葉県職員・千葉県建設業協会会員等

操作講習会実施者：国土交通省関東地方整備局・千葉県

～報道機関の皆様へ～

- ・当日取材を御希望される場合は事前申し込みをお願いいたします。
- ・駐車場は講習会会場の一部をご利用いただけます。
- ・小雨決行。荒天の場合は翌日（4日）に延期します。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_03381.pdf

4. TEC-FORCE予備隊員により被災地方公共団体への支援体制を強化 ～専門的な知識を有する民間企業等の人材を募集～

国土交通省関東地方整備局
統括防災グループ
港湾空港部

国土交通省では、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を設置し、災害時に、被災地における被害状況調査や被害拡大防止、早期復旧等の災害応急対策に関する地方公共団体支援等を実施しています。令和7年度より、「TEC-FORCE 予備隊員」制度を創設し、災害対応に係る専門的な知識・経験を有する民間企業等の人材を募集・採用し、災害時に被災地に派遣することにより、TEC FORCE としての応援体制の強化を図っています。

令和7年度に関東地方整備局にて行った「TEC-FORCE 予備隊員」募集・選考の結果、令和8年4月1日時点で36名を登録しています。この度、令和8年度の「TEC-FORCE 予備隊員」募集（名簿登録の期間：令和8年10月1日～令和9年12月31日まで）を実施します。「TEC-FORCE 予備隊員」は、災害時等に非常勤職員の国家公務員として採用され、TEC-FORCE の一員として被災地等で活動いただく予定です。

○募集期間 令和8年6月1日(月)～令和8年8月31日(月)18時
(必要書類をメール・郵送にて提出)

○予定している職務内容

- ・被災地における、情報収集及び関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整(リエゾン)、被害状況調査及び災害応急対策に必要な地方公共団体等への技術的助言等

TEC-FORCE 予備隊員の募集についての詳細は、別紙1のとおりです。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_03399.pdf

5. ECI 方式による工事の発注手続き ～電線共同溝事業で全国初の技術提案・交渉方式による発注手続きを開始～

国土交通省関東地方整備局
道路部
大宮国道事務所

大宮国道事務所は、国道17号上尾(2)電線共同溝事業の電線共同溝工事において、技術提案・交渉方式(E C I ※方式)による発注手続きを開始します。

大宮国道事務所では、国道17号上尾(2)電線共同溝事業において技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)による業務発注及び工事発注を行っています。

現在、設計業務が契約となり設計に着手しているところです。今般、準備が整ったため、工事の契約に向けて発注手続きを開始します。

技術提案・交渉方式は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)第18条技術提案の審査及び価格等の交渉による方式によるもので、「当該公共工事の性格等により当該工事の仕様確定が困難である場合」において適用します。

【技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)について】

技術提案を公募し、審査の上で最適な技術提案を採用し、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計に技術提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結します。

詳細は次頁のとおりです。

※ECI : Early Contractor Involvement

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_03408.pdf

6. “令和8年度 官民連携基盤整備推進調査費 第2回案件募集” ～民間と地方公共団体が連携して取り組むインフラ整備の事業化検討を支援します～

国土交通省関東地方整備局
企画部

国土交通省は、官民が連携して策定する地域戦略に資する事業について、基盤整備の構想段階から事業実施段階への円滑かつ速やかな移行を支援するため、令和8年6月11日から、令和8年度支援対象案件の第2回募集を開始します。

これに伴い、関東地方整備局においても公募要領に基づく事前調整の受付を開始します。

- ・官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業
民間事業活動と一体的に実施する基盤整備の事業化検討について、地方公共団体に対して、調査費補助を行っています。（補助率：1/2以内）
- ・募集期間 令和8年6月11日（木）～6月30日（火）
- ・その他
公募要領、応募様式などの詳細については、参考資料をご確認ください。
添付資料：官民連携基盤整備推進調査費の制度概要
参考資料：国土交通省国土政策局広域地方政策課プレスリリース

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_03427.pdf

7. 鬼怒川上流4ダムの現状について ～ダムの貯水量が減少しています。水を大切に使用しましょう。～

国土交通省関東地方整備局
鬼怒川ダム統合管理事務所

鬼怒川上流4ダム（川俣ダム、川治ダム、湯西川ダム及び五十里ダム）では、平年に比べ少雨傾向が続き、取水制限20%を実施した平成28年と同程度の貯水量となっており、貯水量が減少しています。

今月の台風6号の降雨により、貯水量がわずかに回復しましたが、再び減少に転じており、今後も降雨が少ない状況が継続した場合、更に貯水量が減少する可能性があります。

ダムに貯留された水資源には限りがあります。鬼怒川の水を利用している皆様におかれましては、限りある水資源を大切に使うて下さいますようお願いいたします。

鬼怒川上流4ダムの貯水状況（令和8年6月11日0時現在）

川俣ダム	貯水量	3, 537万m ³	貯水率	48%	（過去平均の71%）
川治ダム	貯水量	3, 561万m ³	貯水率	47%	（過去平均の76%）
湯西川ダム	貯水量	4, 070万m ³	貯水率	57%	（過去平均の99%）
五十里ダム	貯水量	1, 081万m ³	貯水率	34%	（過去平均の89%）
4ダム合計	貯水量	12, 249万m ³	貯水率	48%	（過去平均の82%）

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_03428.pdf

8. 一部完成区間を活用して洪水時の運用を開始します ～荒川第二調節池の治水効果を段階的に発現～

国土交通省関東地方整備局
荒川調節池工事事務所
荒川上流河川事務所

荒川第二調節池の一部が完成したことから、今後、荒川において大規模な洪水が発生した場合に、当該完成区間を活用し、洪水調節を行います。
これにより、洪水調節容量が、新たに約 1,200 万 m³（東京ドーム約 10 個分）増大され、荒川流域の治水安全度のさらなる向上が期待されます。

国土交通省では、埼玉県南部および東京都区間における荒川流域の治水安全度の向上を目的として、平成 30 年度より、さいたま市桜区から上尾市に至る荒川左岸の高水敷を活用し、荒川 第二・三調節池の整備を進めています。

このたび、荒川第二調節池において、排水門および囲ぎよう堤等の一部が完成したことから、本日より、荒川において大規模な洪水が発生した場合は、当該完成区間を活用し、洪水調節を行います。

なお、洪水の貯留を行う際には、荒川第二調節池周辺に設置した警報局から警報音や放送等により、事前に周知を行います。

地域にお住まいの皆さまおよび高水敷を利用されている皆さまにおかれましては、洪水時の安全確保のため、事前の備えに十分ご留意いただき、警報音や放送等の周知があった際には速やかに川の中から離れていただきますようお願いいたします。

今後とも、本事業の推進にあたり、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_03430.pdf

9. 利根川水系及び荒川水系のダム等の現状についてお知らせします ～梅雨入り後も少雨が続き、ダムの貯水量は少ない状況のままです～

国土交通省関東地方整備局河川部
独立行政法人 水資源機構

利根川水系および荒川水系では、6月初旬の台風第6号の接近や、6月7日の関東甲信地方における梅雨入りの発表を受けてからも、上流域には、ダムの貯水量を大幅に回復させるような降雨が無い状況が続いています。現時点でダムの貯水量は平均値を大きく下回り、また、利根川・鬼怒川の13ダム中8ダム、荒川の4ダム中3ダムで既に洪水期間中（7月～9月）の満水時における貯水量よりも少ない状況となっています。

今後、盛夏に向かって水需要がまだまだ増加することが見込まれる一方で、当面はまとまった降雨が予想できる状況にないことから、ダム等を管理する関東地方整備局および水資源機構では、引き続き慎重に水運用を行って参ります。

なお、ダムに貯留された水資源には限りがあります。皆さま方の日頃からの節水に感謝申し上げるとともに、引き続き節水へのご協力をお願いします。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_03450.pdf

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 6月1日から土砂災害防止月間が始まります！～みんなで防ごう土砂災害～

梅雨や台風の時期を迎える毎年6月は「土砂災害防止月間」です。
全国各地で国民一人ひとりに土砂災害の防止や被害軽減の重要性を認識し、理解を深めてもらうための行事や、功労者の表彰を行います。

【主な取組】

(1) 土砂災害防止「全国の集い」の開催（滋賀県大津市）・・・（資料1）

「近代砂防発祥の地 滋賀からの警鐘」～田上山砂防 150 年の歴史、変わりゆく土砂災害の要因～をテーマとしたシンポジウムのほか、国や都道府県の最新の土砂災害対策事例等をパネルで紹介します。（主催：国土交通省・滋賀県）

(2) 土砂災害防止功労者の表彰・・・（資料2）

土砂災害防止に関して顕著な功績があった個人・団体に対して、国土交通大臣表彰を行います。今年度の功労者表彰は、個人2名、2団体です。

(3) 小・中学生を対象とした土砂災害防止に関する絵画・作文の募集・（資料3）

次代を担う小・中学生に土砂災害及びその防止についての理解と関心を深めてもらうため、絵画・作文を募集します。なお、今年の土砂災害防止月間ポスターには昨年の最優秀作品を使用しています。◇募集期間は6月1日から9月15日まで◇

【募集HP】http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/kaiga_sakubun.html

(4) 土砂災害・全国防災訓練の実施・・・（資料4）

土砂災害に対する避難体制の強化と防災意識の向上を図るため、全国の土砂災害警戒区域等における住民参加による実践的な訓練を実施します。

(5) 都道府県による主要行事一覧・・・（資料5）

国と都道府県、市町村等で連携しつつ、適時・的確な避難行動の重要性の理解促進、土砂災害防止意識の普及活動の推進、警戒避難・情報伝達体制の確認等を実施します。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sabo01_hh_000205.html

2. 自転車活用の目指す姿を新たに示した5カ年計画を策定！～第3次「自転車活用推進計画」を本日閣議決定～

持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図るため、令和12(2030)年度までを計画期間とする「第3次自転車活用推進計画」が、本日、閣議決定されました。

1. 概要

(1) 自転車活用推進計画について

自転車活用推進法（平成28年法律第113号）に基づき、自転車の活用の推進にする施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める計画です。

昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、また、今後の社会の動向を見据えつつ、持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図るため、令和12年度までの5年間を計画期間とする新たな「第3次自転車活用推進計画」を策定しました。

新たな計画のもと、引き続き、関係府省庁が一体となって取り組んでまいります。

(2) 計画改定のポイント

①ビジョンを初めて提示

本計画で初めてビジョンを提示します。

将来にわたって、自転車活用により目指す社会や、自転車が貢献すべき姿について示すものであり、安全・快適に自転車を活用できる環境を実現することで、自転車交通の役割を拡大し、人と地域が調和した豊かに暮らせる持続可能な社会を目指すとなりました。

②目標・施策・措置の充実

ビジョンを支える目標を、現計画の4つから5つに充実させています。

- ・ 走行環境の整備による良好な利用環境の実現を目標1、安全で安心な社会の実現を目標2とし、自転車活用の基盤として冒頭に位置付け【目標1・2】
- ・ 地域交通の課題に自転車としても貢献していくため、新しく目標に位置付けたほか、脱炭素社会への貢献も新たに位置付け【目標3・4】
- ・ 観光について、地域の活性化に貢献することを追加し、引き続き推進【目標5】

さらに、目標を実現するための具体の取組を位置付ける「施策」・「措置」についても、現計画から内容及び数を充実しました。

2. 閣議決定日

令和8年5月29日（金）

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_002101.html

3. 建築物等の利用に関する説明書の作成例について ～官庁施設の適正な保全を推進～

官庁施設の使用や保全等の基礎資料として完成時に作成する「建築物等の利用に関する説明書」について、これまでの整備実績等を参考に作成例を取りまとめました。

- 今回公表する作成例では、庁舎の基本的な使用方法や注意点をまとめた説明書の「本編（RC造等の非木造）」、「木造編」と災害発生時等の非常時の使用方法等をまとめた「防災編」の3編を取りまとめています。
- 公共建築物において木造建築物等の整備が着実に進んでいることを踏まえ、「木造編」については、国及び地方公共団体で構成される全国営繕主管課長会議で取りまとめています。
- このほか、説明書を作成する際の構成、留意事項、記載内容等を示した「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」についても、作成例を踏まえた見直しを行っています。

【作成例の取りまとめで重点を置いた項目】

<本編（RC造等の非木造）・木造編共通>

- ・ 建築・設備の視点から多くの保全対象部位を盛り込み、様々な施設に適用できるよう内容を充実

- ・保全の周期や方法について、法的根拠や建築保全業務共通仕様書の対応箇所を明記するなど、作成者の負担軽減や管理者の効率的な保全に寄与

＜木造編＞

- ・木造特有の内容を区別し、非木造と共通する内容を本編と統一化することにより、今後整備事例の増加が見込まれる混構造の建築物にも対応

＜防災編＞

- ・非常時に使用する設備等の使用方法や点検方法等を、施設管理者で対応する観点から分かりやすく記載

詳細については参考資料「建築物等の利用に関する説明書の作成例について」もあわせてご覧ください。

「建築物等の利用に関する説明書」の作成例や手引きは、次の国土交通省 ホームページをご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_kentikubuturiyou_tebiki.html

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/eizen03_hh_000074.html

4. 効率的・効果的な地籍調査を進めるための「3ヶ年加速化施策パッケージ」を策定しました！ ～十箇年計画の期末に向けて地籍調査の加速化に集中的に取り組めます～

地籍調査については、防災対策、社会資本整備等の迅速化・円滑化のために重要な役割を担っていますが、予算面・人員面での課題も深刻化しています。

このため、国土交通省では、関係者へのヒアリング等を踏まえ、効率的・効果的な地籍調査の促進に取り組むための「3ヶ年加速化施策パッケージ」を策定しました。

○災害後の迅速な復旧・復興、社会資本整備、森林施業等を迅速化・円滑化するためには、土地の境界等を明確化する地籍調査（※）の推進が重要です。

（※）国土調査法に基づき、主に市区町村が実施主体となり、一筆ごとの土地の境界、面積等を測量・調査する事業。

○現在、「第7次国土調査事業十箇年計画」（令和2年5月閣議決定。令和2年度～令和11年度）に基づいて戦略的に進めているところですが、近年では、人件費上昇等による事業費の増加や、実施主体である自治体におけるマンパワーの不足など、予算面・人員面での課題が深刻化している状況にあります。

○このため、国土交通省では、有識者や自治体、事業者等へのヒアリングを踏まえ、効率的・効果的な地籍調査を促進するための方策について整理を行ったところであり、今般、「3ヶ年加速化施策パッケージ」（別添）として取りまとめました。

○国土交通省としては、本施策パッケージに基づく各種措置について、今年度中に具体的な検討・調整を進め、十箇年計画の計画期末である令和11年度末に向けて、地籍調査のさらなる加速化に集中的に取り組んでまいります。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

5. 「第3次無電柱化推進計画」を決定 ～5年間で1,000kmの整備完了を目指します～

激甚化・頻発化する災害や、児童の安全確保等に、より一層対応するため、本日、令和8年度を初年度とする「第3次無電柱化推進計画※」を決定いたしました。

※無電柱化の推進に関する法律第7条の規定に基づく国土交通大臣決定の計画

【計画目標】

無電柱化の効果を早期に発揮させるため、今後5年間で、**新たに整備完了延長約1,000kmの目標を設定**し、併せて約4,000kmの計画を策定します。

【本計画の3つのポイント】

① 道路啓開の実効性の早期確保

災害時の道路啓開の実効性を向上させるため、新たに高速道路ICと県庁等を結ぶ区間を優先整備区間として選定し、重点整備を進める。中長期的には、これらの区間について今後30年間で無電柱化を概ね完成させる

② 児童の事故リスクの着実な低減

児童の安全確保の観点から、通学路の多くに電柱が存在し、児童が車道にはみ出して通行している実態を踏まえ、新たに通学路を無電柱化の対象とした目標値を設定する

③ 地域全体で切れ目のない景観の創出

観光地等で面的な無電柱化を図るため、市町村における計画策定と景観・観光部局等との連携を強化する

今後、経済産業省や総務省、電線管理者等と連携して、本計画に基づき、無電柱化を加速してまいります。

「第3次無電柱化推進計画」本文については下記ウェブサイトをご覧ください。
https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_21.html

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_002103.html

6. 天塩川水系、久慈川水系及び那珂川水系に係る河川整備基本方針の変更等について審議します ～社会資本整備審議会河川分科会（第77回）を開催～

6月15日に社会資本整備審議会河川分科会（第77回）を開催します。

本分科会では、天塩川水系（北海道）、久慈川水系及び那珂川水系（福島県、茨城県、栃木県）に係る河川整備基本方針の変更について審議を行います。

1. 日時 令和8年6月15日（月）15:00～17:00
2. 場所 中央合同庁舎3号館1階水管理・国土保全局総務課内会議室
（WEB会議併用）
3. 議題 天塩川水系、久慈川水系及び那珂川水系に係る河川整備基本方針の変更
4. 委員 別紙参照
5. 取材等
 - ・ 会議はWEB会議を併用して、公開で行います。
 - ・ WEB上でのみ傍聴が可能です。回線容量の都合上、傍聴の接続は1人・1社（団体）につき1回線とさせていただきます。

- ・WEB 傍聴を希望される方は6月12日（金）12:00 までに以下の Microsoft Forms に必要事項を記入の上お申し込みください。期限までにご連絡いただいた方にWEB 会議傍聴用 URL 及び会議資料を送付します。

<https://forms.office.com/r/3S4TmYDiY1>

※取得した個人情報 は適切に管理し、必要な用途以外に利用しません。

6. その他

- ・資料及び議事録は後日、国土交通省ウェブサイトに掲載します。
- ・これまでの開催状況は、以下 URL より参照ください。

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s202_kasen01.html

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo01_hh_000052.html

7. 「トイレの便器数に係る基準と適用のあり方に関するガイドライン」を策定 ～トイレの行列問題の改善に向けた対応方針をとりまとめ～

今般、国土交通省では、男女を問わず誰もが安全で快適にトイレを利用できる環境の実現を目指し、有識者会議における議論やパブリックコメントの実施等を経て、本日開催された第4回「国土交通省ジェンダー主流化推進本部」において、「トイレの便器数に係る基準と適用のあり方に関するガイドライン」を決定・公表しました。

- 令和7年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、女性用トイレの利用環境の改善に向けた対策の推進が位置付けられ、国土交通省では、関係府省と連携の上、トイレの行列問題の改善に向けた検討を進めてまいりました。
- 女性用トイレの行列問題は長きにわたり指摘されており、国土交通省の調査によれば、多くの女性がトイレの利用にあたって「行列に並ばなければならないこと」に対して不満を感じています。また、男性用トイレにおいても、利用者の回転率の低い大便器で行列が発生する場合があります。指摘されています。
- こうした状況等を踏まえ、ガイドラインでは、男女を問わず誰もが安全で快適にトイレを利用できる環境の実現を目指し、トイレの便器数に係る基準の点検・見直しに関する基本的な考え方等を含め、トイレの行列問題の改善に向けた対応方針をとりまとめました。（別紙参照）
- 国土交通省においては、関係府省等と連携しながら、ガイドラインの周知・普及等に取り組み、男女問わず誰もが安全で快適にトイレを利用できる環境の実現を目指し、トイレの行列問題の改善に取り組んでまいります。

【参考】国土交通省ホームページ

- ・国土交通省ジェンダー主流化推進本部について

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000393.html

- ・トイレ設置数の基準と適用のあり方に関する協議会について

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000374.html

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000437.html

8. 中東情勢の変化による建設資材への影響に係る直轄工事の対応について ～受注者が安心して施工・受注できる環境の整備に向けた取組～

国土交通省は、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材を調達した場合等、追加で必要となる内容を設計変更する運用を導入し、受注者が安心して施工・受注できる環境を整備します。

国土交通省では、ナフサを由来とする建設資材について、昨今の中東情勢の変化に伴って生じている供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めているところです。

今般、中東情勢の変化を踏まえ、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を設計変更する運用を、直轄工事において導入します。

本運用については、令和8年6月16日以降、既契約工事を含め全ての直轄工事に適用することとし、受発注者間で協議の上、適切に対応することとします。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001337.html